



うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例施行規則をここに公布する。

平成27年6月11日

うるま市長

島袋俊夫

うるま市規則第31号

うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例（平成27年うるま市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日の変更申請)

第2条 うるま市農水産業振興戦略拠点施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第4条第2項の規定による開館時間を変更し、又は条例第5条第2項の規定による拠点施設の全部若しくは一部を臨時に開館し、又は休館しようとするときは、うるま市農水産業振興戦略拠点施設（開館時間・休館日）変更承認申請書（様式第1号）を市長に提出し承認を得なければならない。

2 市長は、前項による申請を承認したときは、うるま市農水産業振興戦略拠点施設（開館時間・休館日）変更承認書（様式第2号）により、指定管理者へ通知するものとする。

(事業計画書の作成及び提出)

第3条 指定管理者は、条例第7条に規定する業務について、会計年度ごとにうるま市農水産業振興戦略拠点施設事業計画書（様式第3号）を作成し、会計年度開始前に市長に提出し承認を得なければならない。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務の実施予定及び施設の利用予定に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第4条 条例第9条に規定する申請は、うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者指定申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (4) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (5) 現に行っている業務種類及び概要を記載した書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第5条 市長は、条例第10条及び第11条の規定により、指定管理者の候補者を選定したときは、申請をしたすべての団体等に対し、うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者候補者選定結果通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、条例第12条の規定により、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対し、うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者指定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(指定管理者の指定の取消し等)

第7条 市長は、条例第13条第1項の規定により、その指定の取消しを命じたときは、当該指定管理者に対し、うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者指定取消通知書(様式第7号)、期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じたときは、うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者業務(全部・一部)停止命令書(様式第8号)により通知するものとする。

(協定書に定める事項)

第8条 条例第15条の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 開館時間及び休館日に関する事項
- (3) 管理の基準及び業務の範囲に関する事項
- (4) 業務の実施に関する事項
- (5) 指定管理料及び利用料金に関する事項
- (6) 農水産業活性化活動に関する事項
- (7) 販売促進に関する事項
- (8) 生産振興に関する事項
- (9) 施設の維持管理に関する事項
- (10) 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- (11) 業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- (12) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- (13) その他市長が必要と認める事項

(利用許可の申請)

第9条 条例第16条第1項の規定により利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、うるま市農水産業振興戦略拠点施設利用許可申請書(様式第9号。以下この条において「申請書」という。)を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 利用を許可する期間は、1年を超えることができない。ただし、これを更新することができる。

3 第1項の規定は、前項ただし書の規定により、利用の許可を更新しようとする者について準用する。この場合において、当該利用の許可の期間満了の30日前までに申請書を提出しなければならない。

(利用の許可)

第10条 指定管理者は、前条第1項又は第3項の申請を許可するときは、うるま市農水産業振興戦略拠点施設利用許可書(様式第10号)を申請者に交付するものとする。

2 前項の規定により利用の許可を受けた申請者(以下「利用者」という。)は、利用する前日までにその利用料金を支払わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用変更許可の申請)

第11条 利用者は、許可された事項を変更し、又は取り消そうとするときは、うるま市農水産業振興戦略拠点施設利用変更(取消)許可申請書(様式第11号)を指定管理者へ提出し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を許可するときは、うるま市農水産業振興戦略拠点施設利用変更(取消)許可書(様式第12号)を申請者に交付するものとする。

(特別設備等の許可)

第12条 利用者が、当該施設の利用の用に供する特別の設備等を設けようとするときは、条例第19条の規定により、うるま市農水産業振興戦略拠点施設特別設備等の許可申請書(様式第13号)を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を許可するときは、うるま市農水産業振興戦略拠点施設特別設備等の許可書(様式第14号)を利用者に交付するものとする。

3 前項により許可を受けた利用者は、許可された事項を変更し、又は取り消そうとするときは、うるま市農水産業振興戦略拠点施設特別設備等の変更(取消)許可申請書(様式第15号)を指定管理者へ提出し、その許可を受けなければならない。

4 指定管理者は、前項の申請を許可するときは、うるま市農水産業振興戦略拠点施設特別設備等の変更(取消)許可書(様式第16号)を利用者に交付するものとする。

5 第2項により許可を受けた利用者(前項の変更許可を受けた利用者を含む。)は、前条の利用許可期間満了時までに特別設備等を撤去し、指定管理者の確認を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が条例第20条各号に該当すると認め、利用許可の取消し等を行うときは、うるま市農水産業振興戦略拠点施設利用(取消・変更・制限・停止)通知書(様式第17号)により利用者に通知するものとする。ただし、緊急の場合においてはこの限りでない。

(利用料金の減免)

第14条 条例第22条の規定により、利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 市が、利用する場合 全額免除
- (2) 国、地方公共団体等が利用する場合 減額又は全額免除
- (3) 市内の農水産業従事者又は農水産業の振興に関係する団体等が、利用する場合 減額又は全額免除
- (4) その他指定管理者が特に必要と認める者が利用する場合 減額

2 前項の規定により減額又は免除を受けようとする者は、第9条第1項の申請時にうるま市農水産業振興戦略拠点施設利用料金（減額・免除）申請書（様式第18号）を指定管理者に提出し、承認を得なければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請が、第1項各号に該当すると認めるときは、これを決定し、第10条第1項で定めたるうるま市農水産業振興戦略拠点施設利用許可書をもって利用者へ通知するものとする。

（利用料金の返還）

第15条 条例第23条の規定により、利用料金を返還することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰すことができない事情により利用できなかった場合 全額
- (2) 利用開始3日前までに利用の取消しがあった場合 5割
- (3) その他指定管理者がやむを得ない理由と認める場合 5割又は全額

2 前項の規定により、利用料金の返還を受けようとする者は、うるま市農水産業振興戦略拠点施設利用料金還付申請書（様式第19号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請が、第1項各号に該当すると認めるときは、これを決定し、うるま市農水産業振興戦略拠点施設利用料金還付決定通知書（様式第20号）により利用者へ通知するものとする。

（業務報告書の作成及び提出）

第16条 指定管理者は、毎月実施した業務について、翌月10日までに、うるま市農水産業振興戦略拠点施設業務報告書（様式第21号）を作成し、市長に提出し確認を受けなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第17条 条例第24条に規定する規則で定める書類は、うるま市農水産業振興戦略拠点施設事業報告書（様式第22号）（以下「事業報告書」という。）によるものとする。

2 事業報告書には、次に掲げる内容を記載するものとする。

- (1) 業務の実施及び施設の利用実績に関する事項

(2) 収支実績に関する事項

(3) その他業務の実態を把握するために市長が必要と認める事項
(損傷又は滅失の届出)

第18条 条例第27条の規定による施設、設備等を損傷又は滅失した者は、速やかにうるま市農水産業振興戦略拠点施設、設備等(損傷・滅失)届出書(様式第23号)を利用者又は来館者は指定管理者に、指定管理者は市長に届け出なければならない。

2 利用者は、条例第25条の規定により原状回復の措置をとったときは、指定管理者に対しその確認を受けなければならない。

3 指定管理者は、条例第26条の規定により原状回復の措置をとったときは、市長に対しその確認を受けなければならない。

(利用者の遵守事項)

第19条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 申請の目的以外に利用しないこと。

(2) 利用許可を受けていない施設を利用しないこと。

(3) 施設及び附属設備等を丁寧に取り扱い、毀損しないこと。

(4) 利用中に火災その他重大な事故が発生したときは、速やかに適切な措置を執るとともに、指定管理者に通報し、その指示に従うこと。

(5) 施設の利用を終了したときは、利用した施設及び附属設備等の整理及び清掃を行い、指定管理者の点検を受けること。

(6) その他指定管理者の指示に従うこと。

(来館者の遵守事項)

第20条 来館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。

(2) 施設を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。

(3) 騒音、大声を発するなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食をし、又は喫煙をしないこと。

(5) 指定管理者の許可を受けずに物品の販売その他これに類する行為をしないこと。

(6) その他指定管理者の指示に従うこと。

(職員の立ち入り)

第21条 指定管理者は、管理上必要と認めるときは、指定管理者が指定した職員を利用中の施設に立ち入らせることができる。この場合において、利用者は、当該職員の立ち入りを拒むことはできない。

(運営委員会の助言又は指導の尊重)

第22条 指定管理者は、市長が別に定めるうるま市農水産業振興戦略拠点施設運営委員会から、

施設の運営方針又は事業計画等に関する助言又は指導等があった場合は、これを尊重しなければならない。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、うるま市農水産業振興戦略拠点施設の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、うるま市農水産業振興戦略拠点施設の供用開始の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条から第8条までの規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

様式第1号（第2条関係）

第 年 月 日
号 日

うるま市長 様

うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者



うるま市農水産業振興戦略拠点施設（開館時間・休館日）変更承認申請書

うるま市農水産業振興戦略拠点施設の（開館時間・休館日）を下記のとおり変更したいので、うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例（第4条第2項・第5条第2項）の規定に基づき申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

様式第2号（第2条関係）

第 号
年 月 日

うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者 様

うるま市長



うるま市農水産業振興戦略拠点施設（開館時間・休館日）変更承認書

年 月 日付け申請のあったうるま市農水産業振興戦略拠点施設（開館時間・休館日）の変更について、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

2 留意事項

指定管理者は、承認を受けた変更内容を拠点施設への掲示その他の方法により原則として1月前までに周知すること。

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

うるま市長 様

うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者



うるま市農水産業振興戦略拠点施設事業計画書

うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例施行規則第3条の規定により、年度における事業計画を下記のとおり計画しているので、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 業務の実施予定及び施設の利用予定に関する事項
- 2 予算に関する事項
- 3 その他市長が必要と認める事項

年 月 日

うるま市長 様

申請者
住 所
名称(団体名)
代表者氏名



うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者指定申請書

うるま市農水産業振興戦略拠点施設について、指定管理者の指定を受けたいので、うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (4) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (5) 現に行っている業務種類及び概要を記載した書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

様

うるま市長



うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付け申請のあったうるま市農水産業振興戦略拠点施設の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定結果を通知します。

記

選定結果

- 指定管理者の候補者として選定する。
- 指定管理者の候補者として選定しない。

様

うるま市長



うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者指定通知書

うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例第12条の規定により、下記のとおりうるま市農水産業振興戦略拠点施設の指定管理者として指定します。

記

1 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 指定条件

3 その他

施設の利用料金及び管理業務等の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとする。

様

うるま市長



うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者指定取消通知書

うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例第13条第1項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を取り消します。

記

1 取消年月日

年 月 日

2 取消し理由

3 教示

- (1) この処分不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、うるま市長に対して不服申立て（異議申立て）をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。
- (2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると当該決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様

うるま市長



うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者業務（全部・一部）停止命令書

うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例第13条第1項の規定により、下記のとおり管理業務の停止を命じます。

記

1 停止する管理業務の範囲

2 停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 停止理由

4 教示

- (1) この処分不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、うるま市長に対して不服申立て（異議申立て）をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。
- (2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると当該決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第9号（第9条関係）

うるま市農水産業振興戦略拠点施設利用許可申請書

年 月 日

うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者 様

申請者 住所
名称(団体名)
代表者氏名
連絡先



施設の利用について、うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例施行規則第9条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用施設名	
利用目的	
利用予定人数	人
利用責任者	住所 氏名 連絡先
利用料金	円
備考	

うるま市農水産業振興戦略拠点施設利用許可書

第 号
年 月 日

様

うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者



年 月 日付け申請のあった施設の利用について、次のとおり許可します。

利用許可日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用許可施設名	
利用目的	
利用予定人数	人
利用料金	利用料金 円
	減免額 円
	納付額 円
許可条件	
注意事項	<p>※ 利用時間には、準備及び片付けに要する時間も含まれます。</p> <p>※ 利用の際は、次のことに留意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用の際は、この許可書を職員に提示してください。 2 利用時間は厳守し、利用後は清掃及び整理を行い、現状に回復し、職員の確認を受けてください。 3 利用の変更が生じたときは、速やかに連絡してください。 4 施設の備品等を損傷又は紛失したときは、相当額を弁償していただきます。 5 利用者が持ち込んだ物品等の紛失等の責任は負いかねます。 6 その他指定管理者の指示に従ってください。

様式第11号（第11条関係）

うるま市農水産業振興戦略拠点施設利用変更（取消）許可申請書

年 月 日

うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者 様

申請者 住所
名称(団体名)
代表者氏名
連絡先



年 月 日付け第 号により許可を受けた施設の利用について、次のとおり変更（取消）を申請します。

変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
備考		

様式第12号（第11条関係）

うるま市農水産業振興戦略拠点施設利用変更（取消）許可書

第 号
年 月 日

様

うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者



年 月 日付け申請のあった施設の利用の変更（取消）について、次のとおり許可
します。

許可内容	変更前	
	変更後	
許可条件		

様式第13号（第12条関係）

うるま市農水産業振興戦略拠点施設特別設備等の許可申請書

年 月 日

うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者 様

申請者 住所
名称(団体名)
代表者氏名
連絡先



特別設備等の設置について、うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例施行規則第12条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

利用許可番号及び 許可年月日	第 号 年 月 日
特別設備等を設置 する目的	
特別設備等の名称	
特別設備等の概要 (規格・規模・数 量等)	
特別設備等の責任 者	住所 氏名 連絡先
特別設備等を持込 む日時	年 月 日 時 分
撤去日時	年 月 日 時 分
添付資料	1 特別設備等配置図 2 その他 ()
備考	

様式第14号 (第12条関係)

うるま市農水産業振興戦略拠点施設特別設備等の許可書

第 号
年 月 日

様

うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者



年 月 日付け申請のあった特別設備等の設置について、次のとおり許可します。

特別設備等を設置する施設名	
特別設備等を設置する目的	
特別設備等の名称	
特別設備等の概要 (規格・規模・数量等)	
特別設備等の設置を許可する期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
許可条件	

様式第15号（第12条関係）

うるま市農水産業振興戦略拠点施設特別設備等の変更（取消）許可申請書

年 月 日

うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者 様

申請者 住所
名称(団体名)
代表者氏名
連絡先



年 月 日付け第 号により許可を受けた特別設備等の設置について、次のとおり変更（取消）を申請します。

変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
備考		

様式第16号(第12条関係)

うるま市農水産業振興戦略拠点施設特別設備等の変更(取消)許可書

第 号
年 月 日

様

うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者



年 月 日付け申請のあった特別設備等の設置の変更(取消)について、次のとおり許可します。

許可内容	変更前	
	変更後	
許可条件		

うるま市農水産業振興戦略拠点施設利用(取消・変更・制限・停止)通知書

第 号
年 月 日

様

うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者



年 月 日付け第 号で許可した施設の利用について、次の理由により(取消・変更・制限・停止)の決定をいたしましたので通知します。

1 理由

2 教示

- (1) この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、うるま市長に対して不服申立て(異議申立て)をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。)
- (2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると当該決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第18号（第14条関係）

うるま市農水産業振興戦略拠点施設利用料金（減額・免除）申請書

年 月 日

うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者 様

申請者 住所
 名称(団体名)
 代表者氏名
 連絡先



施設の利用料金の（減額・免除）について、うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例施行規則第14条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用施設名	
利用目的	
減額・免除に該当する条件	<input type="checkbox"/> 第1号 市が利用する場合
	<input type="checkbox"/> 第2号 国、地方公共団体等が利用する場合
	<input type="checkbox"/> 第3号 市農水産業従事者、又は市農水産業の振興に関係する団体が利用する場合
	<input type="checkbox"/> 第4号 指定管理者が特に必要と認める者が利用する場合（理由）
利用料金	正規の料金 円
	減免額 円
	減免後の利用料金 円
減免申請額	円
※処理欄	年 月 日 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 非承認
備考	

※欄は記入しないでください。

様式第19号（第15条関係）

うるま市農水産業振興戦略拠点施設利用料金還付申請書

年 月 日

うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者 様

申請者 住所
 名称(団体名)
 代表者氏名
 連絡先



施設の利用料金の還付について、うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例施行規則第15条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

利用許可番号及び 許可年月日	第 号	年 月 日
利用許可日時	年 月 日	時 分から 年 月 日 時 分まで
利用許可施設名		
還付を受けようとする理由		
既納の利用料	納付年月日	年 月 日
	金額	円
還付申請額	円	
※処理欄 還付に該当する条件	<input type="checkbox"/> 第1号 天災その他利用者の責めに帰すことができない事情により、利用できなかった場合（全額還付）	
	<input type="checkbox"/> 第2号 利用開始3日前までに利用の取消しがあった場合（5割還付）	
	<input type="checkbox"/> 第3号 指定管理者がやむを得ない理由と認める場合 （□5割還付、□全額還付） （理由）	
備考		

※欄は記入しないでください。

様式第20号（第15条関係）

うるま市農水産業振興戦略拠点施設利用料金還付決定通知書

第 号
年 月 日

様

うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者



年 月 日付け申請のあった、うるま市農水産業振興戦略拠点施設利用料金の還付を次のとおり決定したので通知します。

既納の利用料	納付年月日	年 月 日
	金額	円
返還金	円	

様式第21号(第16条関係)

第 号
年 月 日

うるま市長 様

うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者

㊟

うるま市農水産業振興戦略拠点施設業務報告書

うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例施行規則第16条の規定により、
施した業務について、関係書類を添えて報告します。

年度 月に実

うるま市長 様

うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者



うるま市農水産業振興戦略拠点施設事業報告書

うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例第24条の規定により、 年度における指定管理業務を下記のとおり実施したので、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 業務の実施及び施設の利用実績に関する事項
- 2 収支実績に関する事項
- 3 その他業務の実態を把握するために市長が必要と認める事項

様式第23号（第18条関係）

うるま市農水産業振興戦略拠点施設、設備等（損傷・滅失）届出書

年 月 日

うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者 様
（うるま市長）

申請者 住所
名称(団体名)
代表者氏名
連絡先



（施設・設備等）を（損傷・滅失）したので、うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例施行規則第18条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

施設（設備等） の名称	
損傷・滅失し た日時	年 月 日 時
利用時の状況	
損傷・滅失し た内容又は程 度	
損傷・滅失し た原因	
処理状況	
備考	